

指定特定（介護予防）福祉用具販売運営規程

（事業の目的）

第1条 （株）ヒロセの介護が運営する 福祉用具貸与事業所 ヒロセの介護(以下「事業所」という。)が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売(以下「指定特定福祉用具販売等」という。)を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活が過ごすことができるよう指定特定福祉用具販売等を提供することを目的とする。

（指定特定福祉用具販売等の運営方針）

第2条 要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、事業を実施するものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス提供者等(以下「関係機関」という。)との綿密な連携を図り、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具(以下「特定福祉用具等」という。)選定の援助、調整等を行ったうえで、特定福祉用具等を販売し、利用者の日常生活の便宜を図るとともに利用者を介護する者の負担軽減を図るものとする。

3 前項のほか、「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令第37号)」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚労令第35号)」の定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ヒロセの介護
- 2 所在地 新潟市北区北陽2丁目770番地72

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は以下のとおりとする。

- 1 管理者 1人

事業所における従業者の管理、指定特定福祉用具販売等の申し込みの係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される

指定特定福祉用具販売等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

2 福祉用具専門相談員：常勤換算で 2.0 人以上

指定特定福祉用具販売等の提供に関し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、特定福祉用具等に関する情報提供並びに特定福祉用具等の点検、使用方法の指導及び使用状況の確認その他必要な援助を行う。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 営業日及び営業時間は次のとおりにする。

- 1 営業日は月曜日から金曜日までとする。
- 2 営業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

（指定特定福祉用具販売等の提供方法及び取扱種目）

第 6 条 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びその置かれた状況等を十分勘案し、利用者の要介護状態若しくは要支援状態の改善等又は介護する者の負担の軽減に資するよう適切に行うものとする。

2 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、当該特定福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう専門的知識に基づいて相談に応じ、文書により特定福祉用具等の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具等の販売に係る同意を得るものとする。

3 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、販売する特定福祉用具等の機能、安全性、衛生状態等に関し必要な点検を行うものとする。

4 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下、「居宅サービス計画等」という。）に指定特定福祉用具販売等が位置付けられている場合は、当該計画に特定福祉用具等が必要な理由が記載されるように指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者との連携を図るものとする。

5 居宅サービス計画等が作成されていない場合は、居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具等が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認するものとする。

6 事業所で取り扱う特定福祉用具等の種目は次のとおりとする。

- (1) 腰掛便座
- (2) 特殊尿器
- (3) 入浴補助用具
- (4) 簡易浴槽
- (5) 移動式リフトのつり具の部分

(販売費用の額その他の費用の額等)

第7条 指定特定福祉用具販売等の額は、事業所内に備え付ける目録に記載された額とする。

2 通常の事業の実施範囲を超えて行う事業に要する交通費は、1k m当たり12円とする。

3 特定福祉用具等の搬入に特別な措置を要する場合は、その要する経費について、実費を徴収できるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は新潟市、及び新発田市とする。

(事業提供にあたっての留意事項)

第9条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定特定福祉用具販売等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容(認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等)を確認する。

3 指定特定福祉用具販売等の提供を行う従業者は、常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときには、これを提示する。

(衛生管理等)

第10条 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 事業者は、事業所内の設備及び備品について、衛生的な管理を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族並びに介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第12条 事業者は、提供した指定特定福祉用具販売等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会(以下、「市町村等」という。)が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(秘密保持)

第 13 条 事業所の従業者は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業所は、サービス担当者会議で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(従業者の研修)

第 14 条 事業者は全ての従業者に対し、その資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内に実施
- (2) 継続研修 年に 1 回以上実施

(記録の準備)

第 15 条 事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (2) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (3) 苦情の内容等に関する記録
 - (4) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存しなければならない。

附 則

この運営規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年 12 月 10 日、一部修正 (第 8 条、第 15 条)。